

1 水質基準項目及びその解説

(1) 水質基準項目

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定められた項目（50項目）

No.	項目	基準値	解説	区分
1	一般細菌	100個/mL以下	清浄な水には少なく、汚染された水に多い傾向がある。水の汚染の程度を示す一指標となる。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	検出されないこと	大腸菌は普通、人畜の腸管内に生息しているものであり、水中に存在することは、その水が人畜のし尿などで汚染されていることを意味する。	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	鉱山排水、工場排水などから混入、イタイイタイ病の原因物質。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	多くは工場排水、農薬、下水などによって混入する。人体に有毒であり水俣病の原因物質。	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	多くは鉱山排水、工場排水などから混入する。	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	地質、工場排水、鉱山排水、鉛管を使用した給水管などから混入する。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	鉱山排水、工場排水、ヒ酸石灰やヒ酸鉛などの農薬の混入による場合もある。化合物は毒性が強い。	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入によって含まれることがある。六価クロムは毒性が強い。	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入によって含まれることがある。	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	工場排水、農薬、生活排水、し尿などの混入によって増大する。	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	主として地質によるが、工場排水から混入することもある。	
12	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	鉄合金などの硬度増加材、黄銅の酸化防止、ガラス、陶器、ホーロー、ペイント、防火剤等に使用される。	
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下	主にフルオロカーボン類の原料として使用され、各種の溶剤や洗浄剤としても使用される。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤などの用途に使用される。	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	化学合成の中間体、溶剤、染料抽出剤、香料、熱可塑性樹脂の製造に使用される。	
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	塗料の剥離剤、プリント基盤の洗浄剤、不燃性フィルムや油脂、ゴム等の溶剤、油脂香料の抽出剤、エアゾルの噴射剤などに使用される。	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニングの洗浄剤、原毛洗浄、金属表面の脱脂洗浄剤、フロン113の原料として使用される。	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	金属やドライクリーニングの洗浄剤、生ゴム、染料、油脂、硫黄、ピッチ、カドミウムなどの溶剤、殺虫剤、羊毛の脱脂洗浄、香料の抽出剤として使用される。	

No.	項目	基準値	解説	区分
19	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料、医薬品、合成繊維、合成樹脂、食品、農薬、可塑剤、爆薬、防虫剤等多様な製品の合成原料や溶剤として使用される。	一般有機物
20	塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料または分解生成物。次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物。	消毒副生成物
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	水道原水中の有機物質や臭素及び消毒剤（塩素）とが反応し生成される消毒副生成物質の一つである。	
22	クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で生成されるトリハロメタンの一つ。	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	フミン質や類似物質が存在すると、塩素処理やオゾン処理により生成される。	
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で生成されるトリハロメタンの一つ。	
25	臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理時及び消毒剤としての次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化され、臭素酸が生成する。	
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの濃度の総和。	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	フミン質や類似物質が存在すると、塩素処理やオゾン処理により生成される。	
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で生成されるトリハロメタンの一つ。	
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で生成されるトリハロメタンの一つ。	
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂材料、医薬品として農薬や消毒剤等に使用される。	着色
31	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	鉱山排水、工場排水の混入または亜鉛メッキ鋼管の溶出による。	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	水道では酸化アルミニウムやポリ塩化アルミニウムが凝集剤として使用される。	
33	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	主として地質によるが、鉱山排水、工場排水などの混入、又は鉄管に由来することがある。	
34	銅及びその化合物	1mg/L以下	鉱山排水、工場排水、農薬の混入や生物抑制処理で使用する硫酸銅、塩化銅及び銅管、真ちゅう器具の使用に起因する。	味
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	すべての淡水中に存在し、工場排水、生活排水、海水等の混入により濃度が増加する。	
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	まれに鉱山排水や工場排水の影響で多く含まれることがあるが、主として地質に起因する。	着色
37	塩化物イオン	200mg/L以下	地質によるものが多いが、下水、工場排水、し尿、海水などの混入によって増大する。	味

No.	項目	基準値	解説	区分
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	水中のカルシウムイオン及びマグネシウムイオンの量をこれに対応する炭酸カルシウム量に換算したものの。	味
39	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発乾固したときに残る物質（カルシウム、マグネシウム、ケイ酸、ナトリウム、カリウム等の塩類及び有機物である）	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	合成洗剤を使用する工場の工場排水、生活排水などの混入による。	発泡
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	藍藻類のある種のもの及び放線菌が産生するかび臭物質。活性炭処理によって除去する。	カビ臭
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	藍藻類のある種のもの及び放線菌が産生するかび臭物質。活性炭処理によって除去する。	
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	非イオン界面活性剤は、界面活性剤のうちイオンに解離する基を持たない物質の総称である。	発泡
44	フェノール類	0.005mg/L以下	化学工場や石炭ガスプラント等の排水、アスファルト舗装道路に流れた雨水等から検出される。	臭気
45	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下	水中の有機物量の指標となる。河川等にし尿、下水または工場排水等が混入した場合増大する。	味
46	pH値	5.8以上8.6以下	一般にpH値が7のときは中性、これより数値の高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性である。	一般的性状
47	味	異常でないこと	地質、海水、鉱山排水、工場排水、下水の混入およびプランクトンの繁殖によることがある。	
48	臭気	異常でないこと	鉱山排水、工場排水、下水の混入、プランクトン、鉄バクテリア、菌類の繁殖、地質、塩素処理などに起因する。	
49	色度	5度以下	主として地質からくるフミン質によるが、下水、工場排水なども着色の原因となる。	
50	濁度	2度以下	土壌やその他浮遊物質の混入、溶解性物質の化学的変化等によるもので、河川水においては降雨の状況により大幅な変動を示す。	

水質基準に関する省令

（施行期日）

この省令は、平成16年4月1日から施行する。

(2) その他の項目

(ア) 水質管理目標設定項目

水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目（27項目）

No.	項目	目標値	解説	区分
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがある。活字、ベアリング、電極、半導体材料などに使われている。	無機物 /重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	核燃料などに使われている。	
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/L以下(暫定)	鉱山排水、工場排水などの混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがある。合金、メッキ、バッテリーなどに使われている。	
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/L以下(暫定)	染料、医薬、有機合成原料などに使われている。	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	人工的に合成された化合物で、化学合成原料や塗料、ドライクリーニングなどに使用される。土壌を透過しやすく地下水を汚染する物質として知られている。	一般 有機物
8	トルエン	0.4mg/L以下	染料、有機顔料などとして使用される有機化学物質。香料、火薬、染料などに使われている。	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下	プラスチック添加剤(可塑剤)などとして使用される有機化学物質。化粧品、染料などの溶剤に使われている。	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料または分解生成物。次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物。	消毒 副生成物
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用に伴って処理水中に残留するおそれがある。	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される。	消毒 副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)		
15	農薬類(※注)	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬類主成分102種類の目標値と測定値の比の和で表示される。取水上流で使用されている農薬を調査し測定している。	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	塩素処理の結果、水中に残留した有効塩素のこと。	臭気

No.	項目	目標値	解説	区分
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	基準項目No.38の項に同じ	味
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	基準項目No.36の項に同じ	着色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水にさわやかな感じを与えるが、多いと刺激が強くなる。また、水道施設に対し腐食などの障害を生じる原因となる。	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	工業排水などにより特に地下水が汚染されることがある。高濃度含まれると水に甘い匂いがすることがある。	臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン価を上げるために添加されていた。地下水から検出されることがある。	一般有機物
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	水中の有機物量の指標で、汚濁の度合いを示す。し尿や工業排水などが混入した場合は消費量が高くなる。	味
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気がほとんど感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示す。	臭気
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	基準項目No.39の項に同じ	味
25	濁度	1度以下	基準項目No.50の項に同じ	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	基準項目No.46の項に同じ	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなる。	
28	従属栄養細菌	2,000個/mL以下(暫定)	水道施設の健全性を判断するための指標で、水道管における滞留に伴って増加する。	微生物
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ポリビニリデン原料などに使用されており、地下水汚染物質として知られている。	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	基準項目No.32の項に同じ	無機物/重金属

※注：農薬類 (No.15) については、対象農薬リスト参照

No15 農薬類 (対象農薬リスト)

(単位: mg/L)

No.	農薬名	目標値	用途	No.	農薬名	目標値	用途
1	チウラム	0.02	殺菌剤	52	メフェナセット	0.02	除草剤
2	シマジン (CAT)	0.003	除草剤	53	プレチラクロール	0.05	除草剤
3	チオベンカルブ	0.02	除草剤	54	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	殺虫剤
4	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002	土壌薫蒸剤	55	チオファネートメチル	0.3	殺菌剤
5	イソキサチオン	0.008	殺虫剤	56	テニルクロール	0.2	除草剤
6	ダイアジノン	0.005	殺虫剤	57	メチダチオン(DMTP)	0.004	殺虫剤
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003	殺虫剤	58	カルプロパミド	0.04	殺菌剤
8	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺菌剤、殺虫剤	59	プロモブチド	0.1	除草剤
9	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺菌剤	60	モリネート	0.005	除草剤
10	プロピザミド	0.05	除草剤	61	プロシミドン	0.09	殺菌剤
11	ジクロロボス(DDVP)	0.008	殺虫剤	62	アニロホス	0.003	除草剤
12	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	殺虫剤	63	アトラジン	0.01	除草剤
13	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	除草剤	64	ダラポン	0.08	除草剤
14	CNP-アミノ体	—	—	65	ジクロベニル(DBN)	0.01	除草剤
15	イプロベンホス(IBP)	0.008	殺菌剤	66	ジメトエート	0.05	殺虫剤
16	E P N	0.004	殺虫剤	67	ジクワット	0.005	除草剤
17	ベンタゾン	0.2	除草剤	68	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	殺虫剤	69	エンドスルファン(エンドスルフェート、ベンゾエビン)	0.01	殺虫剤
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03	除草剤	70	エトフェンプロックス	0.08	殺虫剤
20	トリクロピル	0.006	除草剤	71	フェンチオン(MPP)	0.001	殺虫剤
21	アセフェート	0.08	殺虫剤	72	グリホサート	2	除草剤
22	イソフェンホス	0.001	殺虫剤	73	マラソン(マラチオン)	0.05	殺虫剤
23	クロルピリホス	0.003	殺虫剤	74	メソミル	0.03	殺虫剤
24	トリクロルホン(DEP)	0.03	殺虫剤	75	ベノミル	0.02	殺菌剤
25	ピリダフェンチオン	0.002	殺虫剤	76	ベンフラカルブ	0.04	殺虫剤
26	イプロジオン	0.3	殺菌剤	77	シメトリン	0.03	除草剤
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	殺菌剤	78	ジメピペレート	0.003	除草剤
28	オキシシン銅	0.04	殺菌剤	79	フェニトエート(PAP)	0.004	殺虫剤
29	キャプタン	0.3	殺菌剤	80	ブプロフェジン	0.02	殺虫剤
30	クロロネブ	0.05	殺菌剤	81	エチルチオメトン	0.004	殺虫剤
31	トルクロホスメチル	0.2	殺菌剤	82	プロベナゾール	0.05	殺菌剤
32	フルトラニル	0.2	殺菌剤	83	エスプロカルブ	0.03	除草剤
33	ペンシクロン	0.1	殺菌剤	84	ダイムロン	0.8	除草剤
34	メタラキシル	0.06	殺菌剤	85	ビフェノックス	0.2	除草剤
35	メプロニル	0.1	殺菌剤	86	ベンスルフロメチル	0.4	除草剤
36	アシュラム	0.2	除草剤	87	トリシクラゾール	0.08	殺菌剤
37	ジチオピル	0.009	除草剤	88	ピペロホス	0.0009	除草剤
38	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	除草剤	89	ジメタメトリン	0.02	除草剤
39	ナプロパミド	0.03	除草剤	90	アズキシストロビン	0.5	殺菌剤
40	ピリブチカルブ	0.02	除草剤	91	イミノクタジン酢酸塩	0.006	殺菌剤
41	ブタミホス	0.02	除草剤	92	ホセチル	2	殺菌剤
42	ベンスリド(SAP)	0.1	除草剤	93	ポリカーバメート	0.03	殺菌剤
43	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.08	除草剤	94	ハロスルフロメチル	0.3	除草剤
44	ペンディメタリン	0.1	除草剤	95	フラザスルフロン	0.03	除草剤
45	メコプロップ(MCPP)	0.005	除草剤	96	チオジカルブ	0.08	殺虫剤
46	メチルダイムロン	0.03	除草剤	97	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
47	アラクロール	0.01	除草剤	98	シデュロン	0.3	除草剤
48	カルバリル(NAC)	0.05	殺虫剤	99	ピリプロキシフェン	0.3	殺虫剤
49	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	0.006	殺菌剤	100	トリフルラリン	0.06	除草剤
50	ピロキロン	0.04	殺菌剤	101	カフェンストロール	0.008	除草剤
51	フサライド	0.1	殺菌剤	102	フィプロニル	0.0005	殺虫剤

※クロルニトロフェン(CNP)の濃度については、CNP-アミノ体の濃度と合計して算出

※No.13, 17, 22, 25, 38, 42, 46, 78, 85, 88は失効農薬

(イ)要検討項目 (47項目)

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目

No	項目	目標値	解説
1	銀	—	写真乳剤、電気部品接点、合金、装飾品、医歯薬品等に使用されている。人工降雨にはヨウ化銀が使われることがある。
2	バリウム	0.7mg/L以下	Ba-Al系、Ba-Mg系合金の形で真空管のガスを除くゲッター、Ni-BA系合金の形で自動車の発火栓、銅の脱酸剤として用いられている。塩化バリウムは、レントゲン造影剤の原料として用いられている。
3	ビスマス	—	冶金添加剤、医薬品、化粧品(口紅、アイシャドウ)、永久磁石、半導体等。水道では黄銅铸件や青銅铸件の鉛の代替金属として使用されている。
4	モリブデン	0.07mg/L以下	ステンレス鋼、超合金、耐火合金、触媒、潤滑剤、電子材料、色素顔料等に用いられている。
5	アクリルアミド	0.0005mg/L以下	ポリアクリルアミド、コポリマーを凝集剤として、工業排水、下水処理に用いられる他、土壌改良剤、繊維の改質、塗料の原料、地盤凝固剤などに使用されている。
6	アクリル酸	—	繊維の改質剤、高吸水性樹脂、増粘剤、凝集剤、エポキシ樹脂粉体塗料原料等に使用されている。
7	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L以下 (暫定)	人の体内で作られる女性ホルモンの一種。塩素処理で分解するため浄水中には含まれない。
8	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L以下 (暫定)	合成ピルであり、塩素処理で分解するため浄水中には含まれない。
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5mg/L以下	多くの工業製品の製造工程、農産物、食品添加物を含めた生活用品、キレート治療薬品などに、広く使用されている。
10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下 (暫定)	エポキシ樹脂、安定剤、殺菌、殺虫剤、グリセリン、グリシジル誘導体などの原料として用いられている。
11	塩化ビニル	0.002mg/L以下	ポリ塩化ビニル等の製造原料である。
12	酢酸ビニル	—	酢酸ビニル樹脂用モノマー、接着剤、ガムベース等に使用されている。。水道では、樹脂塗料の原料として使用されている。
13	2,4-トルエンジアミン	—	ポリウレタン樹脂原料等に使用されている。。水道では、樹脂塗料の低温型硬化剤の原料物質からできる。
14	2,6-トルエンジアミン	—	ポリウレタン樹脂原料等に使用されている。水道では、樹脂塗料の低温型硬化剤の原料物質からできる。

No	項目	目標値	解説
15	N, N-ジメチルアニリン	—	染料原料、火薬、樹脂硬化剤等。水道では、ライニング材料の原料として使用されている。
16	スチレン	0.02mg/L以下	ポリスチレン樹脂、合成ゴム等。水道では、樹脂塗料やライニング材料の原料として使用されている。
17	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下 (暫定)	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルのことをいう。
18	トリエチレンテトラミン	—	防しわ剤、染料固着剤、接着剤、ゴム製品等に使用されている。水道では樹脂塗料の標準硬化剤として使用されている。
19	ノニルフェノール	0.3mg/L以下 (暫定)	界面活性剤や油溶性フェノール樹脂等の原料、殺虫剤、殺菌剤、防カビ剤として広く使用されている。
20	ビスフェノールA	0.1mg/L以下 (暫定)	ポリカーボネート樹脂、エポキシ樹脂の原料として使用され、身の回りのプラスチックとして広く存在している。
21	ヒドラジン	—	清缶剤(脱酸素及び脱炭酸ガス)、重合触媒、農薬等。水道では、エポキシ樹脂粉体塗料の原料として使用されている。
22	1,2-ブタジエン	—	水道では、樹脂塗料の原料として使用されている。
23	1,3-ブタジエン	—	合成ゴムの原料、ナイロン66の原料等として使用されている。水道では、樹脂塗料の原料として使用されている。
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2mg/L以下 (暫定)	ラッカー、接着剤、印刷インキ、セロハン、染料、織物用潤滑剤等に使用されている。
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下 (暫定)	プラスチック可塑剤として使用されている。
26	ミクロキスチン-LR	0.0008mg/L以下 (暫定)	7個のアミノ酸から構成される環状ペプチドで、藍藻類により生産され、肝臓毒を有することが知られており、藍藻類を含む湖沼水を飲用した家畜の死亡例が、外国で報告されている。
27	有機すず化合物	0.0006mg/L以下 (暫定) (トリブチルスズオキソキト (TBTO))	プラスチック製品の安定剤、防かび剤、ダニ駆除剤、冷却水の殺菌剤等に使用されている。
28	ブロモクロロ酢酸	—	水道水中の有機物質や臭素及び消毒剤(塩素)とが反応し生成される消毒副生成物質の一つ。
29	ブロモジクロロ酢酸	—	水道水中の有機物質や臭素及び消毒剤(塩素)とが反応し生成される消毒副生成物質の一つ。
30	ジブロモクロロ酢酸	—	水道水中の有機物質や臭素及び消毒剤(塩素)とが反応し生成される消毒副生成物質の一つ。
31	ブロモ酢酸	—	医薬品原料、殺菌剤原料等に使用されている。水道では、原水の臭素や有機酸と消毒剤とが反応し、副次的に生成される。

No	項目	目標値	解説
32	ジブロモ酢酸	—	水道水中の有機物質や臭素及び消毒剤(塩素)とが反応し生成される消毒副生成物質の一つ。
33	トリブロモ酢酸	—	水道水中の有機物質や臭素及び消毒剤(塩素)とが反応し生成される消毒副生成物質の一つ。
34	トリクロロアセトニトリル	—	殺虫剤に使用されている。水道では、水中のアミノ酸を前駆物質として塩素処理により生じる。
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	水道では、水中のアミノ酸を前駆物質として塩素処理により生じる。
36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L以下	水道では、水中のアミノ酸を前駆物質として塩素処理により生じる。
37	アセトアルデヒド	—	水道では、塩素処理、オゾン処理により生成する場合がある。
38	MX	0.001mg/L以下	正式名称は、3-クロロ-4-ジクロロメチル-5-ヒドロキシ-2(5H)-フランオン。水中のフミン質などの有機物が塩素と反応して生成する。商業的には使用されない。パルプ工場の排水にしばしば検出される。
39	キシレン	0.4mg/L以下	塗料、農薬、染料、有機顔料、香料、可塑剤、合成樹脂等の原料及びガソリン添加剤として使用される。
40	過塩素酸	0.025mg/L以下	過塩素酸は花火の火薬等に用いられ、次亜塩素酸ナトリウム中にも存在する。
41	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	—	有機フッ素化合物でコーティングや難燃の目的で撥水、オイル及び消火剤等に使用されている。
42	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	—	有機フッ素化合物でコーティングや難燃の目的で撥水、オイル及び消火剤等に使用されている。
43	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L以下	消毒副生成物質の一つ。また農薬、ゴム製品、食品加工および染料等の製造時の副生成物として生成。
44	アニリン	0.02mg/L以下	工業的にはニトロベンゼンを還元して得る。染料・医薬・化学薬品などの原料。
45	キノリン	0.0001mg/L以下	石炭・タール・骨油の中にある。不快な臭気のある無色の液体。染料合成に用いる。
46	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L以下	染料・顔料中間物、トランス油、潤滑剤に使用されている。
47	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L以下	硬水軟化剤、界面活性剤の添加剤、放射能汚染除去剤、希土類元素の精製における溶離剤等に使用される。

※平成25年3月に「クロロピクリン」が削除されました。

一口メモ その1 おいしい水の水質要件について

1 水をおいしくする要素

(厚生労働省おいしい水研究会より)

水質項目	要件	味に及ぼす影響
蒸発残留物 (ミネラル分)	30~200mg/L	主にミネラルの含有量を示し、量が多いとにが味、渋味等が増し、適度に含まれるとコクのあるまろやかな味とする。
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10~100mg/L	ミネラルの中で量的に多いカルシウム、マグネシウムの含有量。少ないとくせがなく多いと好き嫌いが出る。マグネシウムの多い水は苦味を増す。
遊離炭酸 (炭酸ガス)	3~30mg/L	水にさわやかな味を与えるが、多いと刺激が強くなる。少ないと気の抜けた味になる。

2 水の味を損なう要素

水質項目	要件	味に及ぼす影響
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	有機物量を示し、多いことは汚染がひどいことを示し、水の味がまずくなる。渋味をつけ、多量に含むと塩素消費量に影響して水の味を損なう。
臭気強度(TON)	3以下	水源の状況により様々な臭いがつくと不快な味がする。
残留塩素	0.4mg/L以下	水にカルキ臭を与え、濃度が高いと水の味をまずくする。
水温	20℃以下	適温は10~15℃(体温より20~25℃低い温度)水は冷たい方がおいしく感じられる。発臭物質の揮散が減る。